

# 審査基準

平成19年8月8日作成

法令名	火薬類取締法
根拠条項	第17条第1項
処分の概要	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	火薬類取締法 第17条第1項第1号～第3号、第5号～第6号、第2項 (譲渡又は譲受の許可) 第50条の2(猟銃用火薬類の特則) 火薬類取締法施行令 第12条(政令で定める火薬) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令 第2条(譲渡の許可の申請) 第3条(譲受けの許可の申請) 第4条(無許可譲受数量) 第13条(申請及び届出の手続き)
審査基準	銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受けようとする場合等火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用のおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標準処理期間	3日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全(第一)課
問い合わせ先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎045-211-1212 内線3024、3034
備考	